

四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第37号

四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部を改正する条例

四日市市勤労者・市民交流センター条例（平成20年四日市市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用の許可) 第5条 (略) 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないものとする。 (1) (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) 3 (略)	(使用の許可) 第5条 (略) 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないものとする。 (1) (略) <u>(2) 商業宣伝、物品販売その他これらに類する目的で使用するとき。</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) 3 (略)

改正後

別表（第6条関係）

区分	基本利用料金の上限額（円）				
	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
本館	（略）				
東館	（略）				
	第5会議室	2,000	2,680	3,570	8,020
	大会議室	（略）			
陶芸室	（略）				
附属設備	（略）				

備考

- (1) 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間とし、その利用料金は各時間帯利用料金の合計額とする。
- (2) 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、基本利用料金に100分の50を、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的の場合は100分の200をそれぞれ乗じて得た額を加算する。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- (3) 使用許可時間以外の超過使用は1時間以内とし、超過利用料金はその時間帯の利用料金の100分の30とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。ただし、開館前・閉館後の超過使用は認めない。
- (4) （略）
- (5) 本館ホールの個人使用については、各区分（全日を除く。）を単位として使用を許可するものとし、利用料金は、各区分ごとに1人につき220円の範囲内とする。
- (6) （略）

改正前

別表（第6条関係）

区分	基本利用料金の上限額（円）				
	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
本館	（略）				
東館	（略）		（略）		
	第5会議室	<u>970</u>	<u>1,300</u>	<u>1,730</u>	<u>3,890</u>
	大会議室	（略）			
北館	講習室	＝	＝	<u>1,730</u>	＝
	料理室	＝	＝	<u>1,080</u>	＝
	和室	＝	＝	<u>2,160</u>	＝
	音楽室	＝	＝	<u>1,190</u>	＝
	軽運動室	＝	＝	<u>1,400</u>	＝
陶芸室	（略）				
テニスコート	<u>2時間当たり 1,080</u>				
附属設備	（略）				

備考

- (1) 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、基本利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算する。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- (2) （略）
- (3) 本館ホール及び北館軽運動室の個人使用については、各区分（全日を除く。）を単位として使用を許可するものとし、利用料金は、各区分ごとに1人につき220円の範囲内とする。
- (4) （略）

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（商工農水部商工課）